

令和8年2月24日

関係事業者及び計量協会役員 各位

大分県産業科学技術センター計量検定担当

大分県使用料及び手数料条例改正に伴う計量関係手数料の改定について

この度、上記条例が改正される予定であり県議会の議決を経て令和8年4月1日から適用される見込みとなっています。

金額の改定は全庁的に行われますが、このうち計量関係手数料で改定されるものは下記のとおりとなります。

令和8年度からの申請におきましては、事務処理に遺漏のないようご注意ください。

計量関係手数料一覧
令和8年4月1日改定(予定)

単位：円

手数料の名称	区分		単位	現行額 ①	改定後の額 ②	増減額 ②-①	
装置検査手数料	(タクシーメーター)		1個	700	740	40	
基準器検査 手数料	質量基準器	2級基準分銅	表す質量が5kg以下	1個	640	680	40
			表す質量が50kg以下	1個	780	830	50
		3級基準分銅	表す質量が5kg以下	1個	480	500	20
			表す質量が50kg以下	1個	650	660	10